

全ト協発第 319 号(企)

令和 8 年 10 月 13 日

都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について（協力依頼）

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）について、別添のとおり実施する旨、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官（合理的根拠政策立案推進・情報制作本部長）より通知されました。

本調査は、総務省をはじめとした関係 10 府省庁の共同作業によって作成される産業連関表（我が国の 1 年間ににおける産業部門相互間の経済取引の状況をマトリックス形式の表にまとめ、国民経済計算や経済予測のための基本的な資料となるもの。）作表のため、5 年に 1 度実施される特別調査であり、運輸関連事業の投入額等を推計するための重要な基礎資料となります。

つきましては、国土交通省が全国の運輸関連事業者の中から抽出した一定数の事業者に別添調査票が送られますので、対象事業者からお問い合わせ等がありましたら、本調査の趣旨をご説明いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

【送付資料】

- 令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について（協力依頼）
- 令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について（実施要領）
- 調査票
- 調査票の記入の仕方
- 令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）に関する Q&A について

◇本件問合先：企画部 TEL03-3354-1037

国総情政第 433 号

令和 8 年 9 月 29 日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 寺岡洋一 殿

国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

(合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長)

令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について（協力依頼）

平素より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り、誠に有り難うございます。

さて、国土交通省では、今般別添のとおり、令和 7 年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）を 9 月末から 11 月の約 2 ヶ月間にかけて実施することとなりました。

本調査は、総務省をはじめとした関係 10 府省庁の共同作業によって作成される産業連関表（我が国の 1 年間における産業部門相互間の経済取引の状況をマトリックス形式の表にまとめ、国民経済計算や経済予測のための基本的な資料となるもの。）作表のための特別調査であり、運輸関連事業の投入額等を推計するための重要な基礎資料となります。

そこで、今回実施する調査に係る資料をご参照いただき、本調査の趣旨をご賢察の上、本調査が円滑に実施されるよう、調査への協力について、何卒よろしくお取り計らい願います。

公益社団法人 全日本トラック協会 ご担当者様

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について（協力依頼）

平素より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り、誠に有り難うございます。

国土交通省では、令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）を9月末から11月の約2ヶ月間にわたり実施することとなりました。

本調査は、総務省をはじめとした関係10府省庁の共同作業によって作成される産業連関表（我が国の1年間における産業部門相互間の経済取引の状況をマトリックス形式の表にまとめ、国民経済計算や経済予測のための基本的な資料となるもの。）作表のための特別調査であり、運輸関連事業の投入額等を推計するための重要な基礎資料となるものです。

本調査の趣旨をご理解いただき、本調査が円滑に実施されるよう、ご協力いただきたく、お願い申し上げます。

具体例としましては、以下のとおりですが、いずれも可能な範囲でお願いできればと存じます。

- ・調査対象者から問い合わせがあった際の対応（本調査への協力依頼。（記入に関する問い合わせは当方で対応します。））
- ・HP等に「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査） 実施中のため、ご協力ください」等の掲載。

また、本調査は、全国の運輸関連事業者の中から一定数の事業者を抽出し、調査対象となりました事業者・事業所に対して、調査をお願いしており、総合政策局情報政策課において、配布、回収、問い合わせの一切についての対応をいたします。

また、集められた調査票は、統計目的以外には使用いたしません。徴税等、他の目的に利用されることは決してありません。

ご不明な点等がございましたら、以下の連絡先まで、お問い合わせください。

<連絡先>

国土交通省 総合政策局 情報政策課

電 話：03-5253-8340（直通）

メール：hqt-renkan@gxb.mlit.go.jp

担 当：高橋、岩田、松尾、菊原

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について

令和8年9月
国土交通省 総合政策局 情報政策課

◎調査票の提出期限：令和8年11月30日

◎調査問い合わせ先：

国土交通省 総合政策局 情報政策課

➤ 電話：03-5253-8340（直通）
03-5253-8111（内線28426）

➤ 所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

1. 調査の目的

「運輸関連事業投入調査」は、既存統計では得られない運輸関連事業の投入額等の状況を捉え、令和7年産業連関表作成の基礎資料を得ることを目的として行うものです。

産業連関表は、我が国の産業活動の実態を産業間の取引の形で一つの表にまとめたもので、国の事業として5年ごとに作成されており、種々の経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料として、さらには国民経済計算等、他の統計作成の際の基礎資料としても利用される大変重要な統計です。

今回作成される令和7年産業連関表は、関係10府省（総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業により作成されます。

本調査は5年に一度行う調査ですが、産業連関表作成に不可欠なデータを把握するためのものであり、今回の調査が非常に重要なものとなります。

今回ご協力をお願いする「運輸関連事業投入調査」は、以上のような趣旨で行うものであり、調査対象事業所の皆様には、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

また、回収した調査票は個々の情報を公表することはありません。統計目的のみに使用し、徴税など他の目的に利用することは決してありませんので、貴企業の実績をありのまま記入して下さいようお願いいたします。

2. 調査事項

調査票により、次の事項を調査します。

- (1) 調査対象事業の従業者数
- (2) 調査対象事業の年間売上高（事業収入）及び年間総費用に関する事項
- (3) 営業用車両台数等、各調査対象事業ごとの調査事項
- (4) 調査対象事業において売却した屑・副産物に関する事項

3. 調査対象期間

調査対象期間は、令和7年1月～12月（暦年）です。この間の実績を記入して下さい。なお、暦年での記入が困難な場合は、会計年度など、この期間に最も近い1年間で記入して下さい。

4. 調査の方法

- (1) 調査は、国土交通省総合政策局情報政策課が、調査対象となった事業所あてに調査票を郵送し、回収、集計を行います。
- (2) 調査は、自計申告により行います。調査対象となった事業所は、各調査事項について、ご記入下さい。
- (3) 本調査は、下記URLから調査票様式ファイルの取得と電子メールを利用した調査票の提出が可能となっております。調査票様式ファイルは以下の要領で取得して下さい。

①アドレスを直接入力する場合、以下 URL より該当する運輸関連事業の調査票を取得して下さい。

https://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-other-2_tk_000418.html#8

②国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/>) から取得する場合、以下手順にて取得して下さい。

手順①：「オープンデータ・統計」を選択

手順②：「統計情報」を選択

手順③：「統計・データを探す」－「分野別」－「月例経済等」の「産業連関表」を選択

手順④：「産業連関表に関する統計及びデータ一覧」の「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」を選択

手順⑤：「調査の概要」－「■調査票及び記入要領」を選択

手順⑥：「○調査票」中の該当する運輸関連事業の調査票を選択

手順⑦：任意の場所にファイルを保存の上、ご利用ください。

★取得した調査票を開く際にはパスワードが必要となりますので、以下のパスワードを半角英数字でご入力下さい。

➤ パスワード：2025unyukanren

5. 調査票の提出

◆同封の返信用封筒により、令和8年11月30日までに国土交通省総合政策局情報政策課あて返送して下さい。

◆電子メールによる調査票の提出も可能です。調査票受付用のメールアドレスは以下のとおりです。

➤ メールアドレス：hqt-renkan@gxb.mlit.go.jp

(注) m の次は半角英小文字の「エル」です。

◆FAX による調査票の提出も可能です。FAX 番号は以下のとおりです。

➤ FAX番号：03（5253）1564

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）
道路貨物運送事業調査

～ 調査票の記入の仕方～

☆調査票の記入にあたっては、下記の記入上の注意を参照して下さい。☆

1. 調査対象について

「道路貨物運送事業（※）」の実績のみが調査の対象となります。他の事業と兼業している場合、本手引きを参考に、可能な限り「道路貨物運送事業」の実績を記入して下さい。

※道路貨物運送事業の範囲には、貨物利用運送事業は含めないで下さい。

また、調査対象事業者名称の訂正がありましたら、お手数ですが、訂正前と訂正後の両方を「事業者名」欄に記入して下さい（以下、例1参照）。

例1：A株式会社あてに調査票が送付されてきたが、
現在はB株式会社に社名が変更されている場合

事業者名	(7桁) B株式会社 (訂正前: A株式会社)
------	-------------------------------

2. 調査対象期間について

調査対象期間は令和7年1月～12月までの暦年の1年間です。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの会計年度など、令和7年末に最も近い1年間で記入して下さい。

3. 金額の記入について

金額を記入する項目については、千円以下を四捨五入して下さい。

4. 調査項目の記入方法について

◆「1. 従業者数」について

「従業者数」、「道路貨物運送事業従業者数」、「技工」には、調査対象期間の期首と期末の数値の平均値を記入して下さい。

- 従業者とは、「正社員」、「嘱託」、「パート」、「アルバイト」などの名称にかかわらず、1カ月を越える雇用契約があった有給の人です。無給の役員等は除いて下さい。
- 他企業への出向者は含めず、他企業からの出向者は含めて下さい。また、他企業から派遣されている派遣労働者は含めないで下さい。
- 道路貨物運送事業以外の他の業務との兼任や一般管理に要する人員についても、

道路貨物運送事業に関わる労働時間等を勘案し、割り振って、「道路貨物運送事業従業者数」に加えて下さい。

◆「2. 消費税の扱い」について

消費税については、「1 消費税込み」、「2 消費税抜き」のどちらでもかまいませんが、どちらかを選び、すべての金額について、いずれかに統一して記入して下さい。

◆「3. 営業用の車両台数」について

調査対象期間の期首と期末の数値の平均値を記入して下さい。

◆「4. 全事業の総売上」について

調査対象期間の貴社の全事業（道路貨物運送事業以外の他の事業を含む）の年間売上高を記入して下さい。ただし、補助金は売上に含めないで下さい（調査票「5.」、「6.」の調査項目も同様）。

◆「5. 事業毎の売上割合」について

事業毎（道路貨物輸送事業、こん包事業、その他事業（貨物利用運送事業・倉庫等））の年間売上割合について、合計が100.0%になるように記入して下さい。事業毎の年間売上割合が明確に区分できない場合は、事業毎の従業者数の比率等で按分して、概数を記入して下さい。

◆「6. 道路貨物運送事業の年間売上高（事業収入）」について

調査対象期間の道路貨物運送事業の年間売上高を記入して下さい（貨物利用運送事業の売上や補助金及び中古車の売却益は売上に含めないで下さい）。

道路貨物運送事業と他の事業との年間売上が明確に区分できない場合は、年間売上高を従業者数の比率等で按分して、概算額を記入して下さい。

また、「傭車収入」とは、事業者間における車両の賃貸料収入のことであり、下請け収入は含みません（下請け収入は、「道路貨物運送収入」に含めて下さい）。

◆「7. 道路貨物運送事業にかかった年間総費用」について

調査対象期間に、道路貨物運送事業にかかった年間費用の総額を記入して下さい。他の営業種目との共通経費や本社等経費についても、道路貨物運送事業に係わる額を、従業者数の比率等で按分して加算して下さい（調査票の「8. 道路貨物運送事業にかかった年間総費用の明細」についても同様に按分して各項目に加えて記入して下さい。）。

なお、当該項目の金額は、調査票の「8. 道路貨物運送事業にかかった年間総費用の明細」の「合計」欄と一致するようにして下さい。

◆「8. 道路貨物運送事業にかかった年間総費用の明細」について

➤ 調査対象期間に、道路貨物運送事業にかかった年間費用の明細を、項目別に金額で記入して下さい（以下、例2参照）。

➤ 項目の内訳が記入できない場合は、「又は割合」欄へおおよその割合で記入いただいても結構ですが、その場合であっても項目の合計金額は必ず記入して下さい（以下、例3参照）。

例 2：水道光熱費の内訳（水道代、電気代など）額まで把握している場合、「金額」欄に、内訳項目の金額を記入し、その合計額を「水道光熱費」へ記入します。

例 3：水道光熱費の合計額は把握しているが、その内訳（水道代、電気代など）額の把握が困難な場合、合計額を記入し、「又は割合」欄に内訳のおおよその割合を記入します。

項 目	金額(千円)							又は割合 (%)
	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	千 円	
7 水道光熱費						2	0 0	注) 1 0 0
①水道代						2	0	
②下水道代						4	0	
③電気代						6	0	
④都市ガス代						8	0	

項 目	金額(千円)							又は割合 (%)
	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	千 円	
7 水道光熱費						2	0 0	注) 1 0 0
①水道代								1 0
②下水道代								2 0
③電気代								3 0
④都市ガス代								4 0

➤ 「合計」欄の数字は、調査票の「7. 道路貨物運送事業にかかった年間総費用」欄の金額と一致するようにして下さい。

➤ 年間総費用の明細の各項目について

(1) 人件費

①賃金俸給額

常用雇用者及び臨時雇用者に対する賃金・俸給（通勤手当、家族手当、住居手当、賞与、その他各種手当を含む。）で、所得税、住民税、社会保険雇用者負担分等を控除する前の企業等の支払額です。

②役員俸給額

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含みません。

③退職金及び退職年金

原則として、企業等が雇用者の退職金及び退職年金として積み立てる額で、支払額や引当額ではありません。ただし、積立制度に基づかない退職金等の支払いがある場合には、これを含みます。

④現物給与

雇用者に現物支給される食事と通勤定期・回数券に要した費用に限って計上し、作業服等の支給は含みません。

※ 福利厚生費と修繕に係る人件費は、それぞれ「3 福利厚生費」、「14 修繕費」欄に計上して下さい。また、個人企業等の業種所得及び家族従業者所得は、計上しないで下さい。

(2) 法定福利費

企業が、雇用者及びその家族の福利増進のために支出する経費で、各種社会保険料（健康保険、厚生年金保険、失業保険、労働者災害補償保険等）の雇用者負担分で、法律の規定によって支出が義務づけられているものです。

(3) 福利厚生費

企業が、雇用者及びその家族の福利増進のために支出する経費で、医療施設、社宅、レクリエーション施設など、企業が独自の判断で行っている法定外福利厚生費の費用です。

法定外福利厚生費の中には、福利厚生施設に関する管理費（人件費を含む。）、修繕費、減価償却費、賃借料等、一切の費用が含まれます。

(4) 減価償却費

固定資産に係る償却費です。固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ10万円以上の資産をいい、これ以下のものは、備品又は消耗品扱いとなります。

ただし、現実には、会計決算上減価償却費として処理しているものを減価償却費として下さい。福利厚生に係る減価償却費は、「3 福利厚生費」欄に計上して下さい。車両リース料は、「18 賃借料 ②車両賃借料（リース・レンタル）」欄に計上して下さい。

(5) 修繕費

外部に委託した修繕費及び自家修繕の合計から福利厚生に係る修繕費を除いた設備・部品等の修繕費用（人件費を含む。）です。

資産の耐用年数を著しく増加させる大規模修繕、増改築工事については、「5 減価償却費」欄に計上して下さい。

(6) 備品・消耗品

1件10万円以上で、かつ、1年以上使用に耐えるもの（固定資産）を除いた備品及び消耗品です。

(7) その他

- ① 各項目内で調査票に印刷されていない物品等がありましたら、各項目の「その他」欄に記入して下さい。「その他」欄は、できるだけ具体的に記入して下さい。記入しきれないときは、欄外又は別紙に記入（電子ファイルの場合は行を追加）して下さい。
- ② どの項目に当てはまるか分からない場合には、「26 その他」欄に名称と金額を記入して下さい。
- ③ 調査項目と分類が異なるなど、記入が非常に困難な場合には、大まかな割合で按分して記入して下さい。

◆「9. 屑・副産物」について

調査対象施設における屑・副産物の売却益を記入し、売却した屑・副産物について該当するものすべてに○を付けて下さい。

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）に関するQ & Aについて

1. 調査について

Q1-1 本場に国土交通省で行っている統計調査ですか。

「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」は、統計法に基づき、国が実施する一般統計調査として、産業連関表作成のために5年に1度実施する統計調査です。

Q1-2 どのようなことを調べる調査ですか。

「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」は、各運輸関連事業の従業員数、各運輸関連事業の年間売上（事業収入）、各運輸関連事業にかかった年間総費用、総費用の明細、各運輸関連事業に付随して売却した屑・副産物を調査するものです。

Q1-3 基幹統計調査でなければ協力しなくてもいいですか。

本調査は一般統計調査ですが、基幹統計である「産業連関表」を作成するための重要な統計調査の一つです。ご協力をお願いいたします。

Q1-4 経済センサス調査も送られてきたが本調査も協力する必要があるのでしょうか。

経済センサス活動調査は、全産業の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握するほか、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施する調査です。それに対し、本調査は経済センサスでは把握することができない経費の内訳を調べる調査となります。産業連関表の作成に必要な基礎データを把握するための重要な統計調査となりますので、ご協力頂けますようお願いいたします。

2. 調査方法・調査票への記入について

Q2-1 「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」の調査対象期間はいつですか。

本調査の調査対象期間は、令和7年1月から12月までの暦年の1年間です。ただし、暦年での記入が困難な場合には、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会計年度など、令和7年末に最も近い会計年度の1年間で記入してください。

Q2-2 「貴社の従業員数」について、会社全体か事業所のみですか。

会社全体で該当する〇〇業の従業者数を記入してください。

Q2-3 「年間売上高」について、調査対象事業と他の事業の年間売上を区分できないが、どう記入すれば良いですか。

年間売上を区分することが困難な場合、従業者数の比率等で按分して、調査対象事業の概算額を記入してください。

Q2-4 「年間総費用の明細」について、各項目の内訳金額を把握していないが、どう記入すれば良いですか。（例：「水道光熱費」の金額は記入できるが、内訳となる「水道代」「下水道代」等の金額は記入できない。）

各項目の内訳金額を記入することが困難な場合、「又は割合」欄へおよその割合を%で記入してください。その場合であっても各項目の合計金額は必ず記入してください。

Q2-5 当社の〇〇業は、すべてを外部委託しているため、記入することができないが、どうすれば良いですか。

外部委託先から情報を収集してご記入いただくか、または、外部委託先に調査票を転送いただくなどにより、調査にご協力をお願いいたします。

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）に関するQ & Aについて

Q2-6 当社の〇〇業は、別事業者からの委託を受けて業務を行っており、当社では記載できない項目があるのですが、どうすれば良いですか。

概数でも結構ですので、委託元の事業者様にご確認の上、ご記入をお願いいたします。

Q2-7 どの項目に該当するのか分からない支出はどう記入すれば良いですか。

該当すると思われる項目の「その他」欄にできるだけ具体的にご記入願います。「その他」欄に記入しきれないときは、調査票の余白に、記入してください。また、該当すると思われる項目も分からない場合は、一番最後の「その他」欄にできるだけ具体的に記入してください。

Q2-8 前回提出した調査票を確認したいのですが、送付いただくことはできますか。

統計法上、提出された調査票は本人であっても提供することはできません。調査票の記入方法で、ご不明な点がございましたら、「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」に記載の問い合わせ先までお願いいたします。

3. 調査回答方法について

Q3-1 調査の回答方法は郵送だけですか。

郵送の他に電子メールによる回答が可能です。電子メールの提出用アドレスは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「5. 調査票の提出」をご覧ください。

Q3-2 ホームページから調査票を取得したのですが、パスワードを教えてください。

電子調査票を開く際のパスワードは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「4. 調査の方法」をご覧ください。

Q3-3 ホームページから調査票を取得したのですが、提出先のメールアドレスを教えてください。

提出用メールアドレスは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「5. 調査票の提出」に記載しておりますので、こちらをご覧ください。

4. 情報の保護について

Q4-1 回答した情報は守られますか。

本調査は、統計法に基づいて実施しています。本調査において知り得た事項につきましては、統計法第41条により、守秘義務が課せられており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません（統計法第40条）。

5. 調査の公表について

Q5-1 調査結果はいつ公表されますか。

本調査の集計結果は、個々の事業所の情報が分からないように集計し、令和9年7月に公表予定です。